

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第10条総務部長専決事項の項第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第4号および第5号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第11条契約課長専決事項の項第1号および第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第3号および第4号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第5号中「50万円」を「100万円」に改める。

別表第2の2の表第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同表第3号および第4号中「130万円」を「200万円」に改め、同表第5号中「50万円」を「100万円」に改め、同表第6号中「40万円」を「80万円」に改め、同表第7号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。